

消防法と予防行政Ⅲ

科目ナンバリング LAW-203

選択 2単位

齋藤 和文

1. 授業の概要(ねらい)

消防の重要な任務のひとつである「火災予防」は、火災から国民の生命、身体、財産を保護するためのものである。具体的には、建築物等の防火対象物や危険物施設に対して、消防法に基づく審査、検査等の各種規制を通じて防火安全が確保されている。

建築物等の大規模化・複雑化などに伴い高度化・専門化している火災予防業務を的確に行うため、消防機関には、火災予防に関する高度な知識・技術を有する「予防技術資格者」を配置することとされているが、「予防技術資格者」となるためには「予防技術検定」に合格する必要がある。

本学では、公務員をめざす学生のために各種資格取得を目的とするサポート体制が整えられており、そのサポートのひとつとして「予防技術検定受験資格」が位置付けられ、当該検定の内容を踏まえて「消防法と予防行政Ⅰ～Ⅳ」の各講義が設けられている。

本講義は、「火災予防」の重要な分野である危険物規制について、予防技術検定の専攻科目の一つである「危険物」の科目範囲をカバーし、その規制概要や危険物施設の基準、保安対策等について解説する。

危険物規制の概要等を理解することは、「予防技術検定」の受験準備というだけではなく、危険物を取扱うことができる危険物取扱者(乙種、丙種)の資格取得にも一定の効果が期待できるほか、国民の防火安全がさまざまな関係法令によって確保されていることも理解することができる。

本講義の担当教官は、東京消防庁において、長年、火災予防行政に携わり危険物規制に係わる実務経験が豊富であることから、実務的な知識を含めた内容で講義を展開する。

2. 授業の到達目標

- ① 危険物規制の制度概要と果たしている役割を理解し、基本的な用語、法令の知識を修得する。
- ② 予防技術検定(危険物)で必要とされる消防法令の基本的知識を修得し、他者にもその内容を説明できる。

3. 成績評価の方法および基準

- ① 小テスト(10回程度)、最終授業で授業内試験を行う。
- ② 授業態度および小テストの提出状況・成績(約40%)、授業内試験の結果(約60%)を考慮して総合評価する。
- ③ 原則として授業時数の1/3を超えて欠席した場合は「不合格」とする。

4. 教科書・参考文献

教科書

テキストは使用しない。適宜、資料を配布する。

参考文献

(監修)東京消防庁 消防関係法令集 (公財)東京防災救急協会
消防法規研究会 消防基本六法 東京法令出版(株)

5. 準備学修の内容

- ① 各回の授業で示す次の授業内容について、参考文献を活用して根拠条文等の予習を行い、その概要等を予め把握しておくこと。
- ② 小テストの解答は次の授業で解説するので、理解が進まなかった内容等は必ず復習しておくこと。

6. その他履修上の注意事項

- ① 「消防法と予防行政Ⅰ」は、本講義の理解を容易にするうえで有用であり、あわせて履修することが望ましい。
- ② 受講する際には、消防関係法令集などにより消防関係法令を必ず参照できるようにすること。
- ③ 第10回の授業については、オンライン授業とする。

7. 授業内容

- | | |
|--------|---|
| 【第1回】 | オリエンテーション
危険物規制の概要:対象危険物、指定数量、施設区分等の概説 |
| 【第2回】 | 危険物規制の概要:規制の大枠、危険物の分類・判定など |
| 【第3回】 | 危険物規制の概要:施設区分の詳細、維持管理、貯蔵・取扱、運搬など |
| 【第4回】 | 危険物規制の概要:危険物保安統括管理者等、予防規程、保安検査など |
| 【第5回】 | 製造所:位置・構造の技術基準 |
| 【第6回】 | 製造所:設備等の技術基準など |
| 【第7回】 | 一般取扱所 |
| 【第8回】 | 屋内貯蔵所・屋外貯蔵所 |
| 【第9回】 | 屋外タンク貯蔵所:位置・構造の技術基準 |
| 【第10回】 | (オンライン授業)屋外タンク貯蔵所:貯蔵タンクの各種試験、設備等の技術基準など |
| 【第11回】 | 地下タンク貯蔵所・屋内タンク貯蔵所 |
| 【第12回】 | 移動タンク貯蔵所・消火設備等 |
| 【第13回】 | 給油取扱所:設置・構造の技術基準 |
| 【第14回】 | 給油取扱所:屋内給油取扱所の構造基準・セルフ給油取扱所など |
| 【第15回】 | まとめ・授業内試験 |